

# 3 データ



### 3-1 入館者数

※2月29日以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郷土博物館・市民会館共に臨時休館。

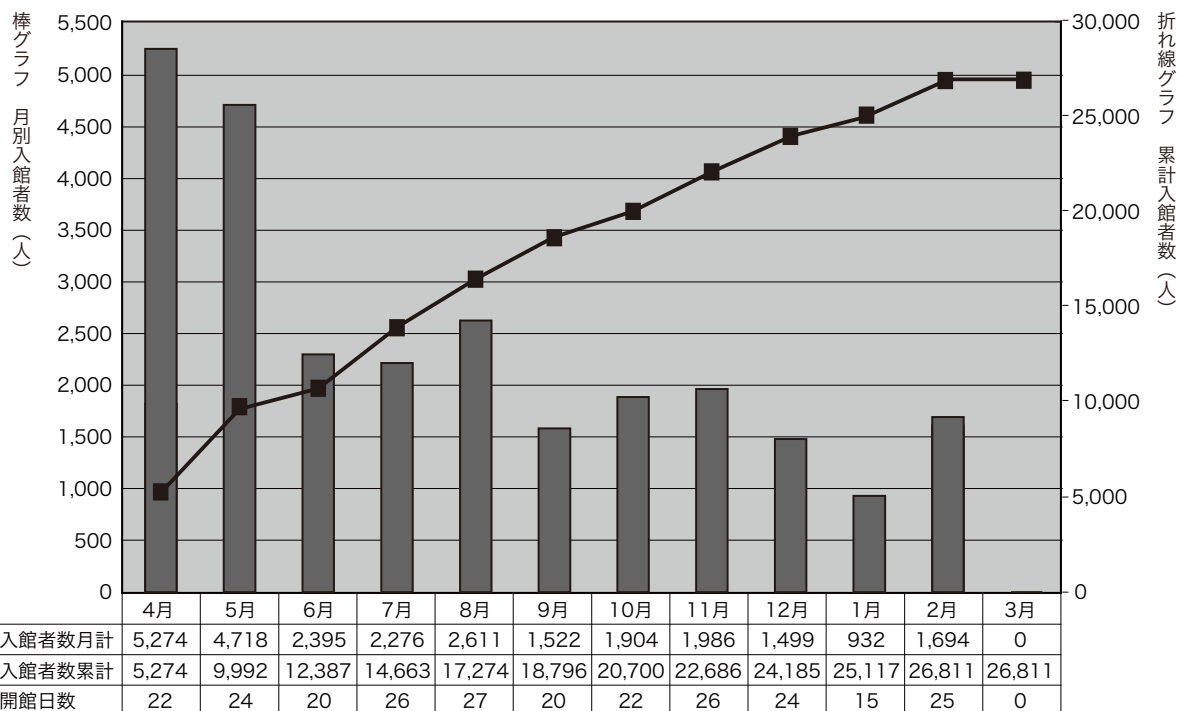
郷土博物館 月別入館者数と一日平均入館者数

※グラフ 1、2

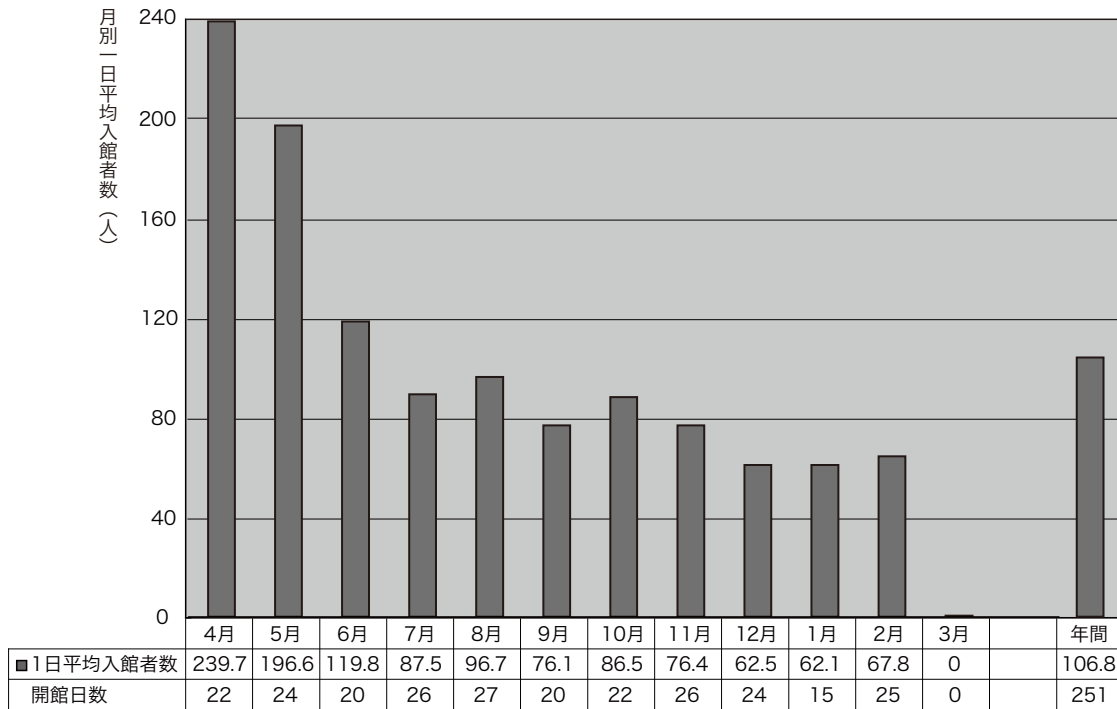
月	開館日数	入館者数	内団体入館	一日平均入館者数*1
4月	22日	5,274人	9団体177人	239.7人
5月	24日	4,718人	5団体111人	196.6人
6月	20日	2,395人	10団体408人	119.8人
7月	26日	2,276人	10団体223人	87.5人
8月	27日	2,611人	9団体165人	96.7人
9月	20日	1,522人	3団体30人	76.1人
10月	22日	1,904人	10団体312人	86.5人
11月	26日	1,986人	12団体144人	76.4人
12月	24日	1,499人	4団体124人	62.5人
1月	15日	932人	1団体70人	62.1人
2月	25日	1,694人	2団体56人	67.8人
3月	0日	0人	0団体0人	0人
<b>合計</b>	<b>251日</b>	<b>26,811人</b>	<b>75団体1820人</b>	106.8人

\*1 一日平均入館者数=入館者数÷開館日数で算出

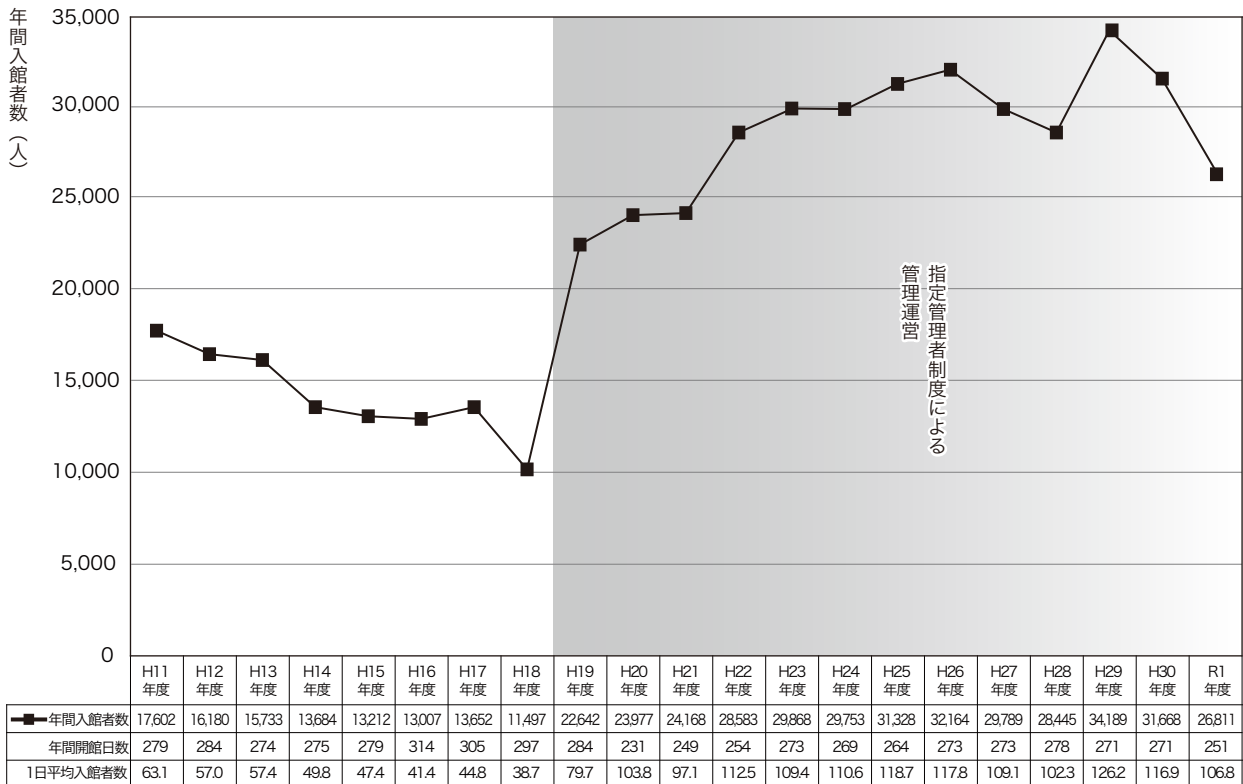
グラフ 1 郷土博物館 月別入館者数と累計入館者数



グラフ2 郷土博物館 一日平均入館者数



グラフ3 郷土博物館 平成11年度～令和元年度 年間入館者数推移



市民会館 月別貸部屋利用団体数と利用者数

※グラフ 4

月	開館日数	利用団体数	利用者数
4月	26日	118団体	959人
5月	27日	130団体	1,142人
6月	26日	131団体	1,177人
7月	26日	112団体	1,182人
8月	27日	94団体	982人
9月	26日	122団体	1,159人
10月	25日	109団体	1,357人
11月	26日	126団体	1,050人
12月	24日	118団体	940人
1月	24日	104団体	863人
2月	25日	87団体	1,493人
3月	0日	0団体	0人
<b>合計</b>	<b>282日</b>	<b>1,251団体</b>	<b>12,304人</b>

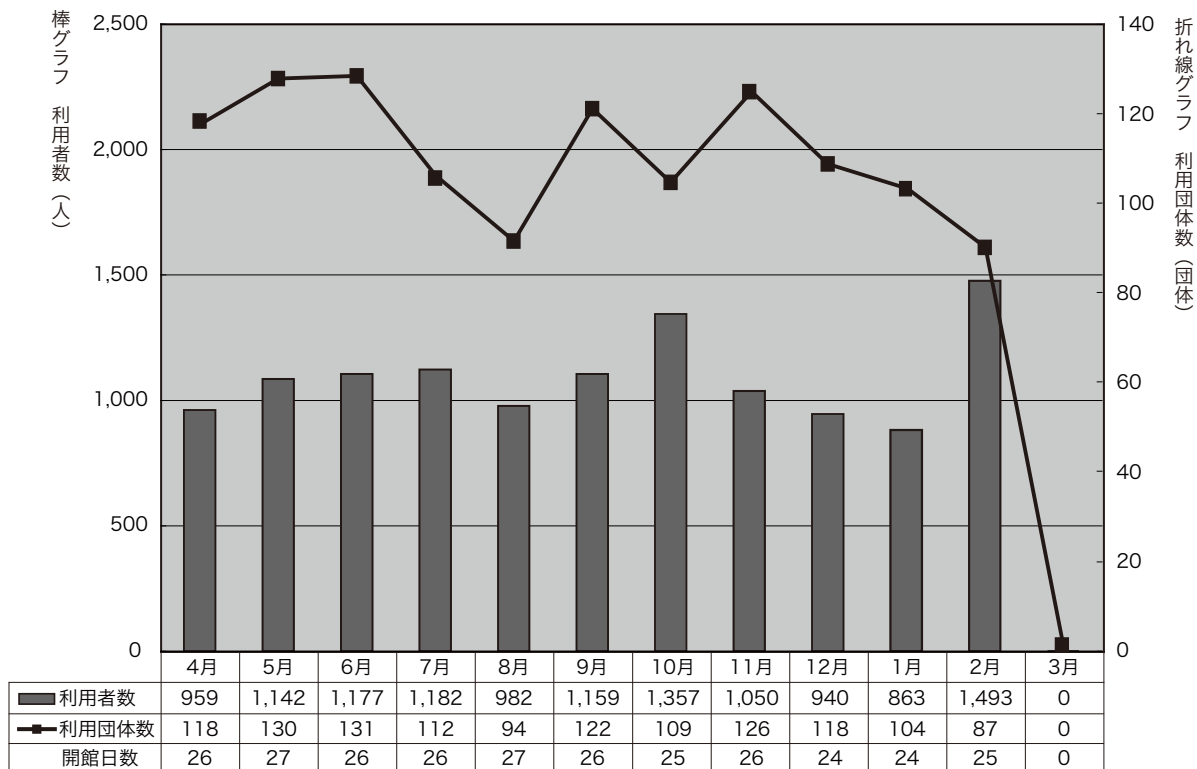
市民会館 月別入館者数 \*2

※グラフ 5

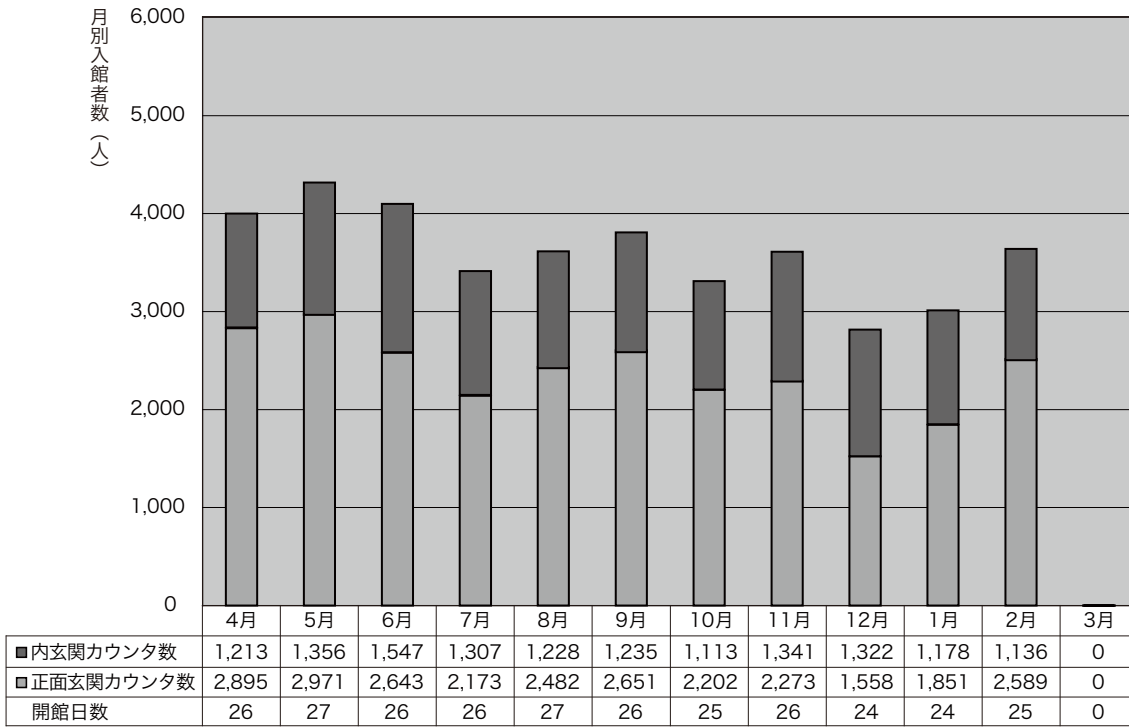
月	正面玄関カウンタ数	内玄関カウンタ数	計
4月	2,895	1,213	4,108
5月	2,971	1,356	4,327
6月	2,643	1,547	4,190
7月	2,173	1,307	3,480
8月	2,482	1,228	3,710
9月	2,651	1,235	3,886
10月	2,202	1,113	3,315
11月	2,273	1,341	3,614
12月	1,558	1,322	2,880
1月	1,851	1,178	3,029
2月	2,589	1,136	3,725
3月	0	0	0
<b>合計</b>	<b>26,288</b>	<b>13,976</b>	<b>40,264</b>

\*2 月別入館者数は市民会館玄関のカウンタ計測数であり、貸部屋利用者、見学者などを合わせたものである。

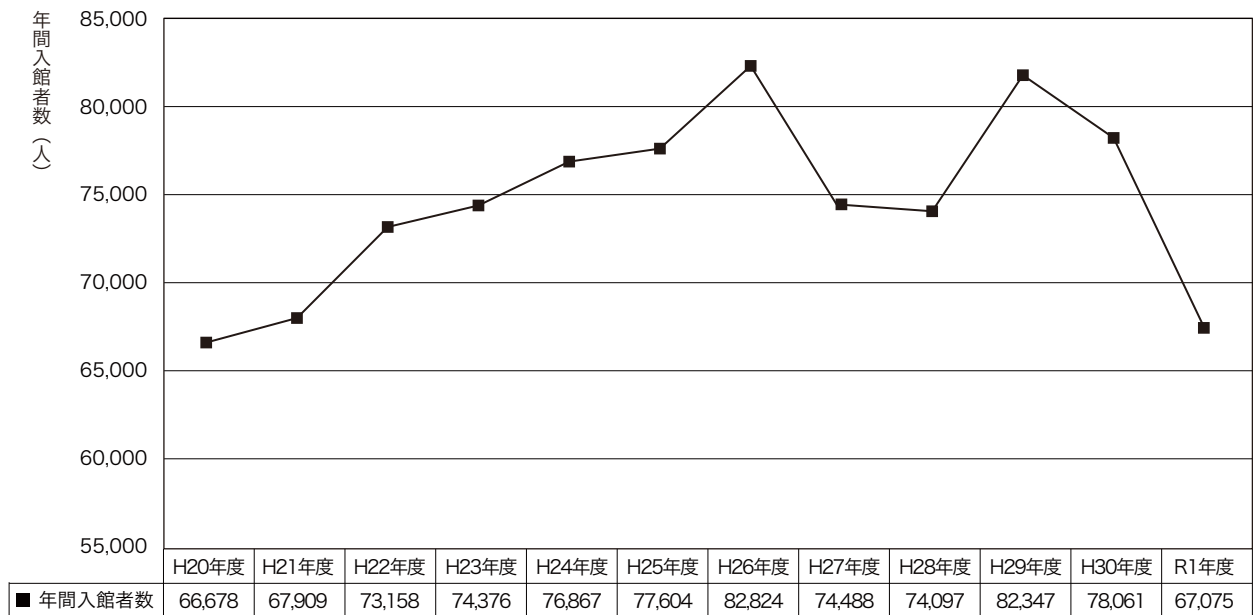
グラフ 4 市民会館 貸部屋利用団体数と利用者数



グラフ5 市民会館 月別入館者数



グラフ6 郷土博物館・市民会館 平成20年度～令和元年度 年間入館者数推移



## 3-2 受贈図書一覧

<アイヌ文化振興・研究推進機構> アイヌの美しき手仕事 柳宗悦と芹沢銈介のコレクションから  
<浦幌町立博物館> 紀要 第19号/年報 第19、20号  
<根室市歴史と自然の資料館> 紀要 第31号  
<北海道大学> 北海道大学学芸員リカレント教育プログラム 公開成果報告会 予稿集/學藝リカレント Report 1  
<美幌博物館> よみがえれ! 駒生川 手作り魚道が生み出す生物多様性/研究報告 第26号/館報 2017/博物館講座 2018年度/絵を描く心 岸本裕躬作品より  
<津波により被災した文化財の保存修復技術の構築と専門機関の連携に関するプロジェクト実行委員会> 2011 平成の大津波と博物館 被災資料再生の歩み  
<鹽竈神社博物館> 仙台藩の名工 国包  
<米沢市上杉博物館> 上杉葵の姫のものがたり 徳川さん姉妹の守刀/年報 Vol.30/上杉家武家の文化 公家の文化  
<白河市歴史民俗資料館> 白川藩主7家21代  
<稲敷市立歴史民俗資料館> 常陸国・下総国・稲敷の便り 稲敷の郵便史を紐解く/館報 第13号/信太の浮島、モノクロームの記憶 農民カメラマン小貫庄太郎を中心に  
<大洗町教育委員会> 常陸鏡塚 展示解説パンフレット  
<かすみがうら市歴史博物館> 年報 第5号  
<上高津貝塚ふるさと歴史の広場> 年報 第24、25号/常陸の玉作り  
<古河歴史博物館> 年報 Vol.27  
<下妻市ふるさと博物館> 年報 第14号  
<土浦市立博物館> 年報 第31、32号/町の記憶 空都土浦とその時代/土浦関係中世史料集 下巻/紀要 第29号/秋の夜空を彩る花火 土浦全国花火競技大会の歴史  
<取手市埋蔵文化財センター> 大正時代の取手 明治と昭和をつなぐ時代/先人たちのものづくりを探る/古代から律令の時代へ 取手市の奈良・平安時代の遺跡  
<日立市郷土博物館> 紀要 13  
<ミュージアムパーク茨城県自然博物館> 年報 第25号  
<小山市立博物館> 甲冑と戦の意匠/小山藩主 本田正純  
<郷土の偉人顕彰作業実行委員会> 壬生のヒポクラテスたち 医は仁術なり  
<佐野市郷土博物館> 中根東里展 「芳子」と門人たち/須永文庫資料展 日韓の近代  
<栃木県立博物館> 研究紀要 人文 第36号/下野の鎌倉街道 道を行き交う人と人物/年報 第37号/昭和ノスタルジー なつかしい栃木の情景  
<那須塩原市那須が原博物館> 那須野が原に農場を 華族がめざした西洋/紀要 第15、16号/昆虫創世記  
<岩宿博物館> 地中からのメッセージ 遺跡から読み解くみどり市の歴史/相澤忠洋 その生涯と研究/岩宿遺跡と日本の近代考古学/岩宿遺跡と日本列島の旧石器時代研究/年報 平成30年度  
<かみつけの里博物館> 小さな石のものがたり 石製模造品から見るぐんまの古墳時代/太子塚古墳を考える  
<安中市学習の森ふるさと学習館> 安中のやきもの  
<群馬県立歴史博物館> 紀要 第39、40号/生まれ!ぐんまのはにわたち  
<朝霞市博物館> 朝霞から見る古墳の出現 方形周溝墓から古墳へ  
<春日部市郷土資料館> 元祖!成金 鈴木久五郎 鈴木を生んだ商いのまち春日部  
<川越市立博物館> 山王塚古墳 上円下方墳の謎に迫る/北武蔵剣術物語 川越藩剣術師範大川平兵衛とその時代  
<行田市郷土博物館> 行田の足袋製造用具及び製品 資料整備事業報告書/わたしのまちのたからもの 行田市の文化財展/武家の姫君たち/館報 第20号

<久喜市立郷土資料館> 久喜市の大絵馬 描かれた庶民の「願い」と「感謝」のかたち  
<埼玉県平和資料館> 描かれた戦争 絵に託した思い  
<埼玉県松伏町> 松伏町史 文化財編 仏像  
<埼玉県立川の博物館> 玉淀今昔物語 田山花袋が絶賛した溪谷美/紀要 19号/根・子・ねずみ ネズミワールドへようこそ/水車は日本の原風景だ  
<埼玉県立さきたま史跡の博物館> 徹底解剖!埼玉古墳群/紀要 第12号  
<埼玉県立歴史と民俗の博物館> 巡り・廻りの民俗行事調査概報 3/紀要 第13号/要覧 第14号/子ども おもちゃの博覧会  
<さいたま市岩槻人形博物館> コレクション 名品選/ガイドブック  
<幸手市郷土資料館> 権現堂堤の歴史/貝が語る幸手の海 縄文海進と奥東京湾東縁の貝塚  
<サトエ記念美術博物館> 小松崎邦雄 麗しき日本の絵画を求めて  
<戸田市立図書館・郷土博物館> 地図目録 2  
<飯能市郷土館> 紀要 第1号/館報 第15号/飯能の名宝  
<富士見市立難波田城博物館> 村人たちの明治/平成史 in 富士見  
<富士見市立水子貝塚資料館> 掘った!わかった!富士見市の遺跡 平成30年間の発掘調査  
<ふじみ野市立大井郷土資料館> ふじみ野150年 明治から平成まで  
<八潮市教育委員会> 八潮市の文化財ガイド  
<旭市教育委員会> 大原幽学記念館報告 第5、6号  
<我孫子市教育委員会文化・スポーツ課> 続湖畔吟 現代表記版 注解付  
<我孫子市史研究センター> 市史研究 創刊号  
<市川市> 市史 歴史編 3  
<市川市文化スポーツ部文化振興課> 市史研究市川 第10号  
<伊能忠敬記念館> 国宝 伊能忠敬関係資料/年報 第20号  
<印西市教育委員会> 木下貝層 印西の貝化石図集 第5版  
<浦安市郷土博物館> 活用の手引き 第3集/年報 第17、18号/展示解説英語例文集/大塚勉写真展 浦安に生まれて  
<鎌ヶ谷市郷土資料館> 年報 第32号  
<君津市立久留里城址資料館> 年報 39、40  
<航空科学博物館> 30周年記念誌  
<国立歴史民俗博物館> 日本の中世文書 機能と形と国際比較/研究報告 第213、214、215、216、217、218集/もののけの夏 江戸文化の中の幽霊・妖怪/ハワイ 日本人移民の150年と憧れの島のなりたち/令和元年度 要覧  
<古文書にみる柏歴史研究会> 会誌 第6、7号  
<佐倉市立美術館> 知られざるドイツ建築の継承者 矢部又吉と佐倉の近代建築/女子美術大学と佐藤志津/美しさをより美しく 秋山庄太郎  
<山武市教育委員会> 松尾町広根北田定男家文書調査報告書 2  
<淑徳大学アーカイブズ> 祈りのすがた 交流する生者と死者  
<城西国際大学水田美術館> 浮世絵でつづる房総人物伝/年報 第16号/九十九里浜の網主画家 斉藤巻石  
<白井市教育委員会> 平塚福田家(治郎兵衛)文書史料目録/牧士川上家資料目録(第5次)  
<市立市川考古博物館> 館報 第46号/大地からのメッセージ 外かん自動車道の発掘成果  
<市立市川歴史博物館> 平成29年度 館報  
<袖ヶ浦市郷土博物館> 市史研究 第19号/袖ヶ浦の水辺 水と生き物の暮らし/幕末維新の西上総 おらがの慶応4年  
<館山市教育委員会> 映像記録「館山市の御船歌」解説書  
<館山市立博物館> 房州と江戸・東京 海を行き交う人・モノ・文化  
<千葉県博図公連携事業実行委員会> 千葉の鉄道物語 線路が拓いた 観る・住む・運ぶ/おばちゃんたちの野菜行商 カゴを背負って東京へ/本をめぐる博図公連携

- <千葉県文書館> 千葉県の文書館 第24号/収蔵文書目録 第32集/改元期の千葉県/徳川家康と房総  
 <千葉県立関宿城博物館> 研究報告 第23号/オビシャはつづくよ400年 年のはじめの村まつり  
 <千葉県立中央博物館大多喜城分館> 鉄砲のあゆみ 火縄銃から回転式拳銃まで  
 <千葉県立房総のむら> 体験博物館 千葉県立房総のむら/龍角寺古墳群とその時代  
 <千葉市美術館> 研究紀要 第21号  
 <千葉市立加曾利貝塚博物館> 紀要 第45号  
 <千葉市教育委員会> 千葉いまむかし 第32号  
 <千葉市立郷土博物館> 研究紀要 第25号/海と千葉 海とともに歩んだ歴史  
 <千葉大学> 千葉氏とアイデンティティ 軍記物語の語るもの、近代のいとなみ/戦国期東国社会の中の千葉氏 享徳の乱と国府台合戦  
 <利根運河の生態系を守る会> 柏市大青田の森植調査報告書  
 <流山市教育委員会> 市史研究 第23号  
 <流山市博物館> 年報 No.41  
 <流山市立博物館友の会> 東葛流山研究 第37号 楽しい東葛建物事典  
 <習志野市教育委員会> ドイツ兵たちの習志野  
 <成田山文化財団> 年報 第10号  
 <成田市教育委員会> かのへ2号墳発掘調査報告 アブジョーンズの名前表記について/成田歴史玉手箱/第9代下総御料牧場長・田中二郎が残したアルバム  
 <野田市教育委員会> 教育要覧 令和元年度  
 <野田市文化団体協議会> 文教要覧 第36号  
 <野田市立中央小学校> 野田の街PR大作戦 Part2  
 <野田文学会> 野田文学 第20号  
 <野田もの知り検定企画実行委員会> 野田もの知りクイズ50 Part 2、3  
 <船橋市郷土博物館> 年報 平成28年度、平成29年度  
 <船橋市飛ノ台史跡公園博物館> 紀要 14、15号/海と生きる 自然の恵みと人の知恵  
 <松戸市> 科学と芸術の丘 2018  
 <松戸史談会> 松戸史談 第59号  
 <松戸市立博物館> 紀要 第26号/年報 第26号  
 <茂原市教育委員会> 古文書目録集 その8 史料編、目録編  
 <八千代市立郷土博物館> 館報 No.25  
 <横芝光町教育委員会> シャドーボックスアトリエエッサンアート 林孝子 夢の世界へ/謎の石器 楔形石器  
 <四街道市> 四街道の歴史 第13号/鹿渡地区 小川三郎右衛門家文書  
 <和洋女子大学文化資料館> 鴻台の書 2 和洋の書道を支えた助手補  
 <足立区立郷土博物館> 大千住 美の系譜 酒井抱一から岡倉天心まで/戦国足立の三国志 宮城氏・舎人氏・武蔵千葉氏/初顔見世の役者絵  
 <荒川区教育委員会> あらかわと太田道灌  
 <板橋区教育委員会> 文化財年報 13/歴史民俗研究 第17回櫻井徳太郎賞受賞作文集  
 <板橋区立郷土資料館> 再発見! いたばしの遺跡 いたばしの旧石器時代・縄文時代/紀要 第22号・年報 第30・31号/高島平の歴史と高島秋帆  
 <江戸川大学博物館学芸員資格取得養成課程> 年報 Vol.10  
 <大田区立郷土博物館> 嶺の御岳山と一山行者  
 <お茶の水女子大学学芸員課程> 博物館実習報告 第34号  
 <学習院大学> 学芸員課程 No.23  
 <葛飾区郷土と天文の博物館> 収蔵古文書目録 4  
 <講談社> タテ割り日本史 ①食べ物の日本史  
 <國學院大學博物館学研究室> 院友学芸員 2019 No.12、2020 No.23/紀要 第44輯  
 <国立科学博物館> 昆虫  
 <国立教育政策研究所> 地方教育史一覽 2018年版  
 <駒澤大学禅文化歴史博物館> 新収蔵資料展2018/紀要 第3号  
 <実践女子大学博物館学課程> MUSEOLOGY No.38  
 <品川区立品川歴史館> 中世寺院と品川 妙国寺の歴史と寺宝  
 <渋沢史料館> 年報 2015年度、2016年度/渋沢研究 第32号  
 <昭和館> 昭和のくらし研究 第17号/日本のオリンピック・パラリンピック 大会を支えた人々/館報 第20号  
 <昭和女子大学光葉博物館> 館報 No.22/日本の文化とくらし  
 <杉並区立郷土博物館> すぎなみの地域史 高井戸  
 <青幻舎> 美術館と大学と市民がつくるソーシャルデザインプロジェクト/はたらく浮世絵 大日本物産図絵  
 <浅草寺> 佛教文化講座 第63集  
 <大正大学教務課学芸員課程> 年報 第23号  
 <宝島社> 見るだけ日本史年表  
 <たばこと塩の博物館> 江戸の園芸熱 浮世絵に見る庶民の草花愛/実業と美術 たばこコレクションの軌跡/魔法の着火具 モダンなラベル マッチ/年報 34号  
 <東京家政学院生活文化博物館> 年報 第28号/染 しぼる、ふせる、おく  
 <東京国立博物館> 特別公開高御座と御帳台  
 <東京都江戸東京博物館> 紀要 第9号  
 <東京都北区教育委員会> 明治 東京 名所 うつろいゆく風景と名所/北区飛鳥山博物館研究紀要 第21号/古写真はわたしたちに何を伝えるのか? 写された幕末・明治の北区の名所  
 <東京都三多摩公立博物館協議会> ミュージアム多摩 No.40  
 <東京都台東区教育委員会> 文化財保護 第9集/文化財 第16集/台東区の遺跡をたずねて/徳斉日新録・出たらめ草  
 <利根川文化研究会> 利根川文化研究 41、42  
 <日本博物館協会> 博物館登録制度の在り方に関する調査研究 報告書  
 <日本文化財保護協会> 紀要 第3号  
 <練馬区立石神井公園ふるさと文化館> あれもこれも大江戸漫画づくし  
 <バルテノン多摩/多摩市文化振興財団> 刀鍛冶と文明開化  
 <府中市郷土の森博物館> 紀要 第32号  
 <法政大学> キャリアデザイン学部紀要 第16号  
 <放送大学教育振興会> 新訂 博物館経営論  
 <港区教育委員会> 港区指定文化財 悠久の旅人/港区と考古学 未来へ続く、遺跡からのメッセージ/日本・オーストリア 国交のはじまり 写真家が見た明治初期日本の姿/研究紀要 20  
 <港区立狭路歴史館> 館報 36  
 <武蔵大学学芸員課程> 報告書 第30号  
 <明治大学学芸員養成課程> MUSEOLOGIST 34/ MUSEUM STUDY 30  
 <山川出版社> 新版 新しい日本史の授業 生徒とともに深める歴史学習  
 <洋泉社> CHIBA 千葉 チ〜バ 叫びたいほど面白い千葉の話 160  
 <立教大学学校・社会教育講座> Mouseion 64  
 <あつぎ郷土博物館> 基本展示図録/みる、しる、たのしむ 浮世絵の世界 歌麿・北斎・広重/あつぎの花咲く植物の世界  
 <神奈川県立歴史博物館> 研究報告 人文科学 第45、46号  
 <観音ミュージアム> 鎌倉 第125号  
 <平塚市博物館> 年報 第42、43号/民具の物語/研究報告 自然と文化 第42号/平塚学入門  
 <横須賀市自然・人文博物館> 身近な昆虫365/研究報告 人文科学 第63号/三浦半島の漁撈用具コレクション/研究報告 自然科学 第66号/史料集 第43号

<横浜市歴史博物館> 横浜の野を駆ける 古代東国の馬と牧／紀要  
第23号／資料目録 第27集／調査研究報告 第15号  
<長岡市立科学博物館> 研究報告 第54号／館報 No.103  
<新潟県立歴史博物館> 年報 第18号／紀要 第20号／あ、コレ  
知ってる！はにわ どうぐ かえんどきの昭和平成  
<飯田市美術博物館> 研究紀要 第29号  
<松代文化施設等管理事務所> 松代藩の戊辰戦争／佐久間象山遺墨コ  
レクション／松代 32号／こども松代みて歩き 佐久間象山  
<松本市立博物館> 菅江真澄と民俗学  
<碌山美術館> 館報 第39号  
<美濃加茂市民ミュージアム> 紀要 第18集／年報 Vol.19  
<静岡市立芹沢銈介美術館> 50の作品でたどる芹沢銈介88年の軌  
跡／芹沢銈介の収集8 アイヌの衣装、9 三春人形  
<島田市博物館> 市民画廊「すばる」と美術家たち  
<沼津市歴史民族資料館> 資料集32 牛臥三島館資料／そだてる漁  
業 養殖をめぐる沼津の一世紀／紀要 43  
<安城市歴史博物館> 年報 第28号／火消まいる 消防の歴史と道  
具／1964 東京五輪がもたらしたもの  
<新城市鳳来寺山自然科学博物館> 館報 第48号  
<田原市博物館> 浮世絵展 物語と風景とこわ〜い絵  
<南山大学人類学博物館> 紀要 第38号  
<半田市立博物館> 研究紀要 No.27、28／年報 平成29年度、  
30年度  
<豊田市郷土資料館> ぼくらの1967 50年前のとよた・日本・世  
界一  
<楽浪文化財修理所> 文化財修理報告書 VOL.17  
<野洲市歴史民俗博物館> 研究紀要 第23号  
<栗東歴史民俗博物館> 紀要 第25号  
<亀岡市文化資料館> かめおかを巡る 巡礼札所からファインダー聖  
地まで／光秀伝説 丹波興敗略記の世界／かめおかの狛犬  
<亀山市歴史博物館> 亀山城主石川家譜 難破録 その2  
<立命館大学国際平和ミュージアム> 研究報告 第3号／紀要 第  
20号  
<大阪市立自然史博物館> 館報 43、44／きのこ！キノコ！木の  
子！解説書 新版 きのこのヒミツを知るために 観察から始めるキノ  
コ入門／ミニガイド No.31 関西の水草  
<大阪歴史博物館> 年報 平成30年度  
<緒方洪庵記念財団 除痘記念資料室> 大坂除痘館の引札と摺りもの  
<柏原市教育委員会> 歴史舞台・玉手山古墳群  
<柏原市立歴史資料館> 河内国安宿郡郡分村 南西尾家文書／安宿  
郡の古墳と寺院／館報 31  
<関西大学博物館> 紀要 第25号  
<八尾市立歴史民俗資料館> 八尾市内と他地域との交流及び比較の史的  
研究／館報・研究紀要 第30号／由義寺 発見！ 国史跡指定記念  
<播磨町郷土資料館> 今里傳兵衛と新井用水／館報 30  
<奈良県立民俗博物館> 資料目録 特許・実用新案編  
<奈良民俗写真の会> 私がとらえた大和の民俗 火  
<松江歴史館> 松江歴史館編 極秘諸国城図 図版集／松平不昧 茶  
のこころ／松江藩主松平治郷の藩政改革／紀要 第7号／八雲塗 暮  
らしを飾る松江の漆器  
<津山郷土博物館> 紀要 第31号  
<徳島市立徳島城博物館> 阿波徳島の祭礼絵巻／子どもとお姫様のよ  
そおい 蜂須賀家旧蔵染織コレクション／ひな人形の世界 16／詩歌  
の造形／"阿波よしこの"の名手お鯉さんと踊る阿呆の生重郎／年報 第  
27号／徳島市のあけぼの 城下町から近代都市へ／大手！将棋の日本  
史  
<熊本博物館> 館報 NO.31

<個人> 発行者以外が寄贈者の場合、( )に記した  
(加藤貞吉)東京大学史料編纂所『古文書時代鑑 上・中・解説本』／京谷  
博次『史料集 追憶 下総国安蘇郡の水車』／澁谷由梨子)小堀桂一郎『宰  
相 鈴木貫太郎』／(榊田迪子)『野田下河岸の廻船問屋物語 榊田家  
2013年・2019年』／(山本順三)熊谷市教育委員会『熊谷市史 別編2  
妻沼聖天山の建築 本編・史料集』／吉田仁子『かいそくノンとかいそ  
くドン』

### 3-3 施設の概要

#### 《野田市郷土博物館》

- 所在地 野田市野田 370 番地の 8
- 施設概要
  - ①敷地面積 5,057.21 m<sup>2</sup> (含野田市市民会館敷地)  
※その他隣接地 (野田市野田 383 番地の 6) に駐車場 970.28 m<sup>2</sup>有り
  - ②建物の構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
  - ③延床面積 379 m<sup>2</sup>
  - ④その他付属建物 事務室 (軽量鉄骨造 2 階建 33 m<sup>2</sup>)、学芸員室 (木造瓦葺平屋 45 m<sup>2</sup>)、屋外便所 (木造瓦葺平屋 25 m<sup>2</sup>)、資料保管倉庫 (木造瓦葺平屋 99 m<sup>2</sup>)
  - ⑤別施設 上花輪資料保管庫  
※所在地 野田市野田 849 番地 (軽量鉄骨造 2 階建 216 m<sup>2</sup>)  
野田市上花輪 1059 番地 (鉄骨造 2 階建・201 m<sup>2</sup>)
  - ⑥所蔵資料点数 25,552 点 (令和 2 年 3 月現在)
  - ⑦資料台帳登録件数 9,477 件

#### 《野田市市民会館》

- 所在地 野田市野田 370 番地の 8
- 施設概要
  - ①建物の構造 木造瓦葺平屋
  - ②延床面積 618 m<sup>2</sup>
  - ③主要施設 和室 10 畳 2 室、和室 8 畳 4 室、和室 6 畳 2 室、和室 4 畳半 1 室、和室 4 畳 1 室、板の間約 16 畳 1 室他
  - ④その他付属建物 茶室 26.19 m<sup>2</sup> (松樹庵)

## 3-4 条例・規則等

### ○野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例

平成 18 年 12 月 25 日  
野田市条例第 48 号

野田市郷土博物館設置条例(昭和 33 年野田市条例第 13 号)の全部を改正する。

(設置)

**第 1 条** 本市は、市民が自ら行う郷土の歴史、文化等の学習及び調査研究を支援するとともに、生涯学習のための市民相互の交流の場を創出し、もって市民の教養、学術及び文化の向上に寄与することを目的として、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)の規定に基づき、野田市郷土博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

(位置)

**第 2 条** 博物館の位置は、野田市野田 370 番地の 8 とする。

(開館時間等)

**第 3 条** 博物館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(事業)

**第 4 条** 博物館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、文化等に係る調査研究、資料の整備及び情報の市民に対する提供を行うこと。
- (2) 歴史、文化等に係る資料の展示を行うこと。
- (3) 観覧会、講習会その他の生涯学習のための市民相互の交流を促進する事業を行うこと。
- (4) 自主的な調査又は研究を行う団体の育成を図ること。
- (5) その他博物館の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(指定管理者の業務)

**第 5 条** 次に掲げる博物館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 博物館の利用に関する業務
  - (2) 前条に掲げる事業に関する業務
  - (3) 博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (4) その他教育委員会が定める業務
- (平 21 条例 8・一部改正)

**第 6 条から第 8 条まで** 削除

(平 21 条例 8)

(利用の制限)

**第 9 条** 指定管理者は、博物館の管理上支障があると認められるときは、博物館及びその保管する歴史、文化等に係る資料の利用を制限することができる。

(利用料金等)

**第 10 条** 博物館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、無料とする。ただし、指定管理者が期間を定めて特別な展示を行う場合で教育委員会が必要と認めるときは、博物館に入館しようとする者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、500 円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

**第 11 条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第 5 条第 2 項から第 4 項

まで及び第 8 条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の例によりすることができる。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日野田市条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に第 1 条から第 14 条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、野田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 21 年野田市条例第 7 号。以下この項において「指定管理者条例」という。)の規定に相当の規定があるものは、指定管理者条例の相当の規定によってしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に指定管理者の指定を受けているものに対する業務報告の聴取については、なお従前の例による。

### ○野田市市民会館の設置及び管理に関する条例

平成 18 年 12 月 25 日  
野田市条例第 47 号

野田市市民会館条例(昭和 31 年野田市条例第 19 号)の全部を改正する。  
(設置)

**第 1 条** 本市は、豊かな人間性の育成及び市民文化の高揚を図るため、市民相互の交流と伝統文化等の学習の場を創出し、もって市民の教養及び文化の向上に寄与することを目的として、野田市市民会館(以下「市民会館」という。)を設置する。

(位置)

**第 2 条** 市民会館の位置は、野田市野田 370 番地の 8 とする。

(管理)

**第 3 条** 市民会館の管理は、市長と教育委員会との協議に基づく委任により教育委員会が行う。

(開館時間等)

**第 4 条** 市民会館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(事業)

**第 5 条** 市民会館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講習会その他の市民相互の交流を促進する事業を行うこと。
- (2) 伝統文化の伝承のための事業及び体験学習を行うこと。
- (3) その他市民会館の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(指定管理者の業務)

**第 6 条** 次に掲げる市民会館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 市民会館の利用に関する業務
  - (2) 前条に掲げる事業に関する業務
  - (3) 市民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (4) その他教育委員会が定める業務
- (平 21 条例 8・一部改正)

**第 7 条から第 9 条まで** 削除

(平 21 条例 8)

(利用の許可)

**第 10 条** 市民会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合には、市民会館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

**第 11 条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市民会館の利用の許可を取り消し、又は許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市民会館の設置目的に反すると認められるとき。
- (3) その他市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金等)

**第12条** 第10条第1項の規定により市民会館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、直ちに施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示するものとする。

(利用料金の減免)

**第13条** 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

**第14条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

**第15条** 利用者は、施設等の利用が終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

- 2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者がこれを執行し、これに要した費用は利用者の負担とする。
- (広告及び販売行為等の禁止)

**第16条** 利用者は、市民会館の施設等において広告の掲示、物品の販売、入場料又は観覧料の徴収その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が必要と認められた場合は、この限りでない。

(委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)

- 2 この条例による改正後の野田市市民会館の設置及び管理に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第6条第2項から第4項まで及び第9条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の例によりすることができる。

**附 則**(平成21年3月31日野田市条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この条例の施行前に第1条から第14条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、野田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成21年野田市条例第7号。以下この項において「指定管理者条例」という。)の規定に相当の規定があるものは、指定管理者条例の相当の規定によってしたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に指定管理者の指定を受けているものに対する業務報告の聴取については、なお従前の例による。

**附 則**(平成21年9月30日野田市条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成21年11月1日から施行する。
- (準備行為)

- 2 この条例による改正後の野田市市民会館の設置及び管理に関する条例第12条の規定による野田市市民会館の利用料金等に関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則**(平成25年12月27日野田市条例第40号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の次に掲げる条例の規定によりなされた許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(1)から(7)まで 略

(8) 野田市市民会館の設置及び管理に関する条例

附 則(平成31年3月26日野田市条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の次に掲げる条例の規定によりなされた許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(1)から(8)まで 略

(9) 野田市市民会館の設置及び管理に関する条例

別表(第12条第3項)

(平21条例29・平25条例40・平31条例8・一部改正)

室名等\区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
松の間	200円	350円
竹の間	170円	240円
梅の間	130円	170円
柳の間	60円	130円
楓の間	100円	170円
藤の間	100円	170円
桃の間	60円	100円
月の間	170円	240円
雪の間	100円	170円
菊の間	170円	240円
松樹庵(茶室)	710円	

備考 市内に住所を有しない利用者に係る利用料金の額は、上記の表に定める額の2倍の額とする。

○野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年12月28日

野田市教育委員会規則第19号

野田市郷土博物館規則(昭和34年野田市教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規則は、野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例(平成18年野田市条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

**第2条** 野田市郷土博物館(以下「博物館」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、あらかじめ指定管理者が教育長の承認を得たときは、これを変更することができる。

(休館日)

**第3条** 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、あらかじめ指定管理者が教育長の承認を得たときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときを除く。)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(平19教委規則16・一部改正)

(館外利用)

**第4条** 指定管理者は、別に定めるところによりその保管する資料を学校その他の教育機関等が利用する場合は、館外において利用させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が指定する資料は、館外において利用することができない。

(資料の寄贈)

**第5条** 教育長は、資料の寄贈を受けることができる。

- 2 資料を寄贈しようとする者は、野田市郷土博物館寄贈申込書(別記

- 第1号様式)を教育長に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 教育長は、前項の承諾をしたときは、資料と引き換えに受領書(別記第2号様式)を交付するものとする。  
(資料の寄託)

- 第6条** 教育長は、資料の寄託を受けることができる。
- 2 資料を寄託しようとする者は、野田市郷土博物館寄託申込書(別記第3号様式)を教育長に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 教育長は、前項の承諾をしたときは、資料と引き換えに受託書(別記第4号様式)を交付するものとする。
- 4 寄託は、無償とする。
- 5 指定管理者は、第1項の規定により寄託を受けた資料を博物館所蔵の資料と同一の注意をもって管理しなければならない。
- 6 寄託された資料が災害その他避けられない事故により損害を生じたときは、教育長及び指定管理者はその責めを負わない。  
(費用)

- 第7条** 教育長は、資料の寄贈若しくは寄託を受けるため、又は寄託を受けた資料を返還するために要する費用の全部又は一部を負担することができる。  
(一時的な借用)

- 第8条** 指定管理者は、展示その他博物館の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、博物館以外が保管する資料を一時的に借用することができる。  
(利用者の遵守事項)

- 第9条** 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 施設を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 指定管理者の許可なく資料に触れないこと。
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

- 第10条** 削除  
(平21教委規則2)  
(指定申請書等)

- 第11条** 野田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成21年野田市条例第7号。以下「手続条例」という。)第3条の申請書は、野田市郷土博物館指定管理者指定申請書(別記第5号様式)とする。

- 2 手続条例第3条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 当該申請書を提出する日の前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類  
(平20教委規則6・平21教委規則2・一部改正)  
(選定等の通知)

- 第12条** 教育委員会は、手続条例第4条の規定による審査をしたときは、その結果を野田市郷土博物館指定管理者選定結果通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

- 2 教育委員会は、手続条例第5条の規定により指定管理者を指定したときは、野田市郷土博物館指定管理者指定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。  
(平21教委規則2・一部改正)  
(業務報告書の記載事項)

- 第13条** 手続条例第10条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 博物館の管理の実施状況及び利用状況
- (2) 博物館の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた事項  
(平21教委規則2・一部改正)  
(委任)

- 第14条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。  
**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、第10条から第12条までの規定の例によりするものとする。  
(野田市郷土博物館協議会運営規則及び野田市郷土博物館の職員に関する規則の廃止)

- 3 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1) 野田市郷土博物館協議会運営規則(昭和34年野田市教育委員会規則第2号)
- (2) 野田市郷土博物館の職員の職名に関する規則(平成元年野田市教育委員会規則第13号)

**附 則**(平成19年12月28日野田市教育委員会規則第16号)  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**(平成20年10月1日野田市教育委員会規則第6号)  
この規則は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則**(平成21年3月31日野田市教育委員会規則第2号)  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**(平成23年5月26日野田市教育委員会規則第6号抄)  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧教育委員会規則の様式の使用については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**(平成28年3月31日野田市教育委員会規則第7号)  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**(平成30年11月26日野田市教育委員会規則第7号)  
この規則は、公布の日から施行する。

#### ○野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年12月28日  
野田市教育委員会規則第20号

(趣旨)

- 第1条** この規則は、野田市市民会館の設置及び管理に関する条例(平成18年野田市条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第2条** 野田市市民会館(以下「市民会館」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、あらかじめ指定管理者が教育長の承認を得たときは、これを変更することができる。

(休館日)

- 第3条** 市民会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、あらかじめ指定管理者が教育長の承認を得たときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときを除く。)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日  
(平19教委規則16・一部改正)

(利用の手続)

- 第4条** 市民会館を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、野田市市民会館利用申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用希望者は、電話その他の方法により、指定管理者に次に掲げる事項を明らかにして利用の予約をすることができる。

(1) 利用する室名等

(2) 利用する日時

(3) 利用する目的

(4) 利用する人数

(5) 利用する備品、器具等

(6) 前5号に掲げるもののほか、必要な事項

- 3 前項の規定により予約をした者は、第1項の申請書を提出したものとみなす。
- 4 利用希望者は、利用しようとする日の2月前から第1項の申請書を提出し、又は第2項の予約をすることができる。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- (利用の許可)

**第5条** 指定管理者は、市民会館の利用を許可したときは、野田市市民会館利用許可書兼領収書(別記第2号様式)を利用料金と引き換えに利用希望者に交付するものとする。

(利用の変更等)

**第6条** 利用希望者は、市民会館の利用の内容を変更し、又は取りやめようとするときは、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の減免)

**第7条** 条例第13条の規定による減免を受けようとする者は、野田市市民会館利用料金減免申請書(別記第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(減免の基準)

**第8条** 条例第13条に規定する教育委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 官公署が主催する諸行事及び会議等に利用する場合は、利用料金を免除する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が利用料金を減免する必要があると認めるときは、教育長の承認を得てその都度定める額を減免することができる。

(利用者の遵守事項)

**第9条** 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 指定管理者の許可なく備品、器具等を利用し、又は移動しないこと。
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の立入り)

**第10条** 指定管理者は、市民会館の管理上必要と認めるときは、指定管理者の指定した職員を、利用している施設に立ち入らせることができる。

(利用の制限)

**第11条** 指定管理者は、条例第11条の規定により市民会館の利用を制限した場合は、野田市市民会館利用制限通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

**第12条** 削除

(平21教委規則2)

(指定申請書等)

**第13条** 野田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成21年野田市条例第7号。以下「手続条例」という。)第3条の申請書は、野田市市民会館指定管理者指定申請書(別記第5号様式)とする。

2 手続条例第3条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 当該申請書を提出する日の前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(平20教委規則6・平21教委規則2・一部改正)

(選定等の通知)

**第14条** 教育委員会は、手続条例第4条の規定による審査をしたときは、その結果を野田市市民会館指定管理者選定結果通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

2 教育委員会は、手続条例第5条の規定により指定管理者を指定したときは、野田市市民会館指定管理者指定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(平21教委規則2・一部改正)

(業務報告書の記載事項)

**第15条** 手続条例第10条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載

しなければならない。

- (1) 市民会館の管理の実施状況及び利用状況
  - (2) 市民会館の管理に係る経費の収支状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた事項(平21教委規則2・一部改正)
- (委任)

**第16条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、第12条から第14条までの規定の例によりするものとする。

**附 則**(平成19年12月28日野田市教育委員会規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**(平成20年10月1日野田市教育委員会規則第6号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則**(平成21年3月31日野田市教育委員会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**(平成23年5月26日野田市教育委員会規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧教育委員会規則の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**(平成28年3月31日野田市教育委員会規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**(平成30年11月26日野田市教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

## ○野田市郷土博物館資料館外利用規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年野田市教育委員会規則第19号)第4条に規定する野田市郷土博物館資料(以下「資料」という。)の館外利用について必要な事項を定めるものとする。

(資料の館外利用の限度)

**第2条** 資料の館外貸出しは教育委員会の承認を得て指定管理者(野田市博物館の設置及び管理に関する条例(平成18年野田市条例第48号)第5条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の定めた範囲で行うものとする。ただし、指定管理者は、資料を貸出したときは博物館資料館外貸出し報告書(別記第1号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

(利用者)

**第3条** 資料には次に掲げる教育機関及び教育団体等で教育、学術、文化に関する調査、研究又は普及の用に供することを目的とするものに限り利用させるものとする。

- (1) 博物館
- (2) 学校及び公民館、図書館
- (3) その他指定管理者が適当と認めたもの(貸出しの期間)

**第4条** 資料貸出しの期間は15日以内とする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは期間を延長することができる。

(利用の手続き)

**第5条** 資料の館外利用をしようとするものは博物館資料借用申込書(別記第2号様式)を利用前15日までに指定管理者に提出し、その承認を受けるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により承認した場合は、博物館資料館外貸出し承認通知書(別記第3号様式)により利用者に通知するものとする。

3 前項に規定により承認を受けたものは博物館資料借用書(別記第4号様式)を指定管理者に提出し、資料を借り受けるものとする。  
(経費の負担)

**第6条** 資料の館外利用に必要な経費は利用者の負担とする。  
(損害の弁償)

**第7条** 利用者の責に帰すべき事由により、資料を汚損、き損又は滅失した場合は利用者は修理又は相当額を弁償しなければならない。

**附 則**

この規程は平成19年4月1日より施行する。

野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

別記第1号様式(第5条第2項)

年 月 日
(宛先) 野田市教育委員会教育長
申込者 住 所
氏 名
電話番号
野田市郷土博物館寄贈申込書
下記の資料を寄贈したいので申し込みます。
記
1 物 品 名
2 数 量
3 備 考

第2号様式(第5条第3項)

年 月 日
様
野田市教育委員会教育長 印
受 領 書
年 月 日付けで寄贈の申込みのあった資料について、下記のとおり受領しました。
記
1 物 品 名
2 数 量
3 備 考

第3号様式（第6条第2項）

年 月 日

(宛先) 野田市教育委員会教育長

申込者 住 所

氏 名

電話番号

野田市郷土博物館寄託申込書

下記の資料を寄託したいので申し込みます。

記

1 物 品 名

2 数 量

3 寄 託 期 間

4 備 考

第4号様式（第6条第3項）

年 月 日

様

野田市教育委員会教育長 印

受 託 書

年 月 日付けで寄託の申込みのあった資料について、下記のとおりお預かりしました。

記

1 物 品 名

2 数 量

3 寄 託 期 間

4 備 考

第5号様式（第11条第1項）

年 月 日

(宛先) 野田市教育委員会

所 在 地

申請者 団 体 名

代表者氏名 印

野田市郷土博物館指定管理者指定申請書

野田市郷土博物館の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項に規定する書類を添付して申請します。

第6号様式（第12条第1項）

第 年 月 日

様

野田市教育委員会 印

野田市郷土博物館指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果  
 指定管理者候補者として選定します。  
 指定管理者候補者として選定しません。  
 (理由)

第7号様式（第12条第2項）

第 年 月 日 号

様

野田市教育委員会 印

野田市郷土博物館指定管理者指定通知書

年 月 日付で指定管理者の指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により通知します。

記

1 指 定 期 間

2 管 理 業 務 の 範 囲

野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則  
別記第1号様式（第4条第1項）

年 月 日

(宛先)

住 所

申請者 氏 名

電話番号

野田市市民会館利用申請書

次のとおり市民会館を利用したいので申請します。

室 名	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
目 的	
人 員	人
備品、器具等	
その他必要な事項	
備 考	

別記第2号様式（第5条）

第 年 月 日 号

様

印

野田市市民会館利用許可書兼領収書

次のとおり市民会館の利用を許可します。

室 名	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
備品、器具等	
利用の条件	
利 用 料 金	円

上記の利用料金を領収しました。

別記第3号様式（第7条）

年 月 日

(宛先)

住 所

申請者 氏 名 印

電話番号

野田市市民会館利用料金減免申請書

次のとおり利用料金の減額（免除）を願いたく申請します。

室 名	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
目 的	
利用料金の額	円 減額又は免除を受けようとする額 円
減額の理由 免除	

別記第4号様式（第11条）

第 年 月 号 日

様

印

野田市市民会館利用制限通知書

室名	
日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
目的	
利用許可年月日	年 月 日
制限内容	1 許可の取消し      2 許可しない
制限する理由	

教示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第5号様式（第13条第1項）

第 年 月 日

(宛先) 野田市教育委員会

所在地

申請者 団体名

代表者氏名 印

野田市市民会館指定管理者指定申請書

野田市市民会館の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項に規定する書類を添付して申請します。

別記第6号様式（第14条第1項）

第 年 月 号 日

様

野田市教育委員会 印

野田市市民会館指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

(理由)

別記第7号様式（第14条第2項）

第 年 月 号 日

様

野田市教育委員会 印

野田市市民会館指定管理者指定通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第14条第2項の規定により通知します。

記

1 指 定 期 間

2 管理業務の範囲

野田市郷土博物館資料館外利用規程

別記第1号様式（第2条）

年 月 日

(宛先) 野田市教育委員会

野田市郷土博物館指定管理者

博物館資料館外貸出し報告書

下記のとおり博物館資料を貸出しましたので報告します。

利用者住所	
利用者氏名	
利用者連絡先	
借用目的	
貸出し期間	
品目及び数量	

別記第2号様式（第5条第1項）

年 月 日

(宛先) 野田市郷土博物館指定管理者

住 所

氏 名

連絡先

博物館資料借用申込書

借用目的	
借用期間	
資料名及び数量	

別記第3号様式（第5条第2項）

年 月 日

様

野田市郷土博物館指定管理者

博物館資料借用承認書

借用目的	
借用期間	
品目及び数量	

別記第4号様式（第5条第3項）

年 月 日

(宛先) 野田市郷土博物館指定管理者

住 所

氏 名

連絡先

博物館資料借用書

借用目的	
借用期間	
品目及び数量	

### 3-5 施設の運営組織

野田市郷土博物館と野田市市民会館は令和元年度より指定管理者である野田業務サービス株式会社第二事業部(以下、野田業務サービスとする)によって一体的に管理運営されている。野田業務サービスは前指定管理者から運営を引き継ぎ、「文化によるまちづくり」を掲げて、寺子屋講座、山中直治記念コンサートといったまちづくり事業、キャリアデザイン事業に取り組んでいる。また、博物館企画事業委員会を組織し、野田市の承認を得た事業計画を元に郷土博物館・市民会館の指定管理事業の企画・実施にあたっている。

さらに、博物館と市民が直接対話する場を設け、市民からの意見を博物館運営の参考とすることを目的に、博物館懇談会を年間2回開催している(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度の開催は1回)。多様な職業の市民5名に委員を務めていただき、博物館の事業について意見を聴き、運営の参考としている。議事録は当館のホームページで公開している。

### 3-6 職員

館長	杉山一男	学芸員	柏女弘道	学芸員	大貫洋介(～9月末)
学芸員	寺内健太郎	学芸員	黒田千尋	学芸員	奥村麻由美(12月～)
事務員	澁谷由梨子				

### 3-7 博物館懇談会

委員	飯野きみ子	委員	小川恵美	委員	沼野秀樹
委員	横川しげ子	委員	米川幸克		

	月 日	内 容
第1回	11月28日(木)	特別展「郷土史へのまなざし～博物館誕生のものがたり～」について
第2回	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	企画展「野田に生きた人々 その生活と文化 2020」について 令和2年度事業計画について



# 4 博物館評価



## 博物館評価(2019年度)

### I 博物館評価について

この博物館評価は、前指定管理者が管理運営をする中で、事業のみならず博物館活動全般において、それまで行ってきたことをチェックして改善をはかるために2010年度より実施してきたものであり、指定管理者が代わった現在も継続している。

博物館評価表(A3折込)は、当館の3つのミッション(13ページ)を大項目とし、これに対応するようにして、それぞれの具体的な目標となる中項目を設定した上でさらに具体的な評価指標の項目をあげた。そこに、指定管理運営となった2007年度以降のデータを入れ、経年的な推移を示している。またモニタリング調査等で収集したデータを加えている。

### II 自己分析(Check)

#### ①博物館機能を充実させる

資料収集や調査研究等の博物館の基礎機能を充実させる。博物館の基礎機能とは、博物館の存在基盤であるコレクションのマネジメントである。2007年度以降、本格的なコレクションの収集、整理、保管管理と公開に向けた準備作業を行ってきた。また、その情報を公開することも進めている。

#### 【現状評価】

資料収集の状況について、収蔵点数(1)に関し、新規収蔵点数は昨年度から1,193点増加した。寄贈された資料件数(2)は昨年度より21件少なかったが、点数が大幅に増加しているのは、植物標本1件987点の寄贈があったためである。収集方法は寄贈や購入を主とし、不必要な寄託が行われないよう留意されている(3)。資料購入は昨年度と比べて件数・総額ともに減少した(4)。

資料の保管状況について、本年度は燻蒸の実施年であり、3月上旬に燻蒸を行った(5)。継続して行っている粘着トラップによる収蔵庫の定期的なモニタリングは、昨年度に比べ回数が減少した(6)。

資料再整理業務の実施状況を表す収蔵庫での作業日数(7,8)については、昨年度より増加した。2014年度にホームページ上に開設した「資料データベース」では、今年度は87件の資料について公開及び更新を行った。今後も継続的に整理・入力を進め、公開数を増やしていきたい。

学芸員の活動について、講演回数は、予定されていた講演が新型コロナウイルス流行のため中止になったこともあり、今年度は実施がなかった(9)。学芸員による館外調査の件数は昨年度より増加した(10)。館蔵資料閲覧の件数は昨年度から微増となった(11)。今後の傾向としてはホームページ上の「資料データベース」の充実に従い閲覧件数は減少していくものと思われる。新規収蔵資料の公開は引き続き企画展「野田に生きた人々 その生活と文化」の展示スペースの半分を充てて行い受け入れ件数ベースですべて紹介をした(12)。博物館の資料収集活動についての市民への説明責任を果たすと同時に、展示内容に変化を生み出す意味でも効果的に機能している。資料貸出件数は昨年度から微減となった(13)。画像の提供、利用許可件数は昨年度からさらに増加した(14)。これは、市民会館をコスプレ撮影で利用する若者が増加し、和室や庭園を背景とした写真を撮影し、SNS等にアップするための利用申し込みが増え続けているためである。

#### 【改善を要する点等】

粘着トラップによる収蔵庫の定期的なモニタリングについては、年間10回を目途に行えるようにしていきたい。その他の項目については前年度より引き続き良好に経過していると思われる。

## ②利用者サービスを図る

すべての利用者に開かれた博物館として、幅広い層の人のびとが来館することを目指している。そのために、公共施設としての基本的な機能を維持し、さらに館内施設の充実や利用者・関係者の満足度やニーズを把握して質の高い市民サービスを提供することを心掛けてきた。

### 【現状評価】

博物館、市民会館ともに新型コロナウイルス感染症対策のため2月29日から臨時休館となったため、開館日数は減少し(15,16)、博物館の総入館者数も減少した(17)。4月から5月に開催された日本刀展に多くの来場者があったため、1日平均入館者数は例年よりも高くなるかと思われたが、9月頃より全体的に入館者数が減少し、最終的に昨年度に比べて微減となった(18)。これは、市内のもの知りしょうゆ館が9月から休館したため、野田を訪れる団体見学者が減少したことなどが原因と考えられる。リピーター率は38.2%と昨年度から大きく減少したが、これは最も多くのアンケートが集まった日本刀展に新規の来館者が多かったためである(19)。そのため初めて博物館を利用した「新規来館市民の割合」は倍増した(33)。

市民会館についても、新型コロナウイルス感染症対策の影響で総入館者数(20)と1日平均入館者数(21)は減少した。貸部屋利用団体数については市内の団体が微減(23)、市外の団体は微増となった(24)。これは臨時休館となるまでの4月～2月の間に、昨年を大きく上回るペースで市外団体の貸部屋利用があったためである。貸部屋稼働率は昨年度より微減となったが(22)、ほとんどの開館日で貸部屋が利用されている状況となっている。

来館者が利用に満足しているかどうかのチェックである、展覧会の満足度、施設の雰囲気や居心地に対する満足度(25,26)、職員・スタッフの対応を受けた来館者の割合(28)と対応に対する満足度(29)はいずれも昨年度よりやや低下したが、ここ数年の平均で見ればそれほど大きな差はない。

博物館刊行物の販売(31)は、大きく減少した。また、刊行物以外の品物の売り上げも昨年度から微減となった(32)。

### 【改善を要する点等】

今年度は新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館や、もの知りしょうゆ館の休館が原因と思われる団体見学者の減少など、当館の入館者数の外的要因によって受ける影響の大きさを実感する年となった。コロナ対策を行いながらの運営になると思われるが、その中でしっかりとできることに取り組んでいきたい。

## ③市民の交流の拠点にする

市内の様々なコミュニティに属する団体と広く連携をし、博物館がコミュニケーションの推進役となることで、地域の活性化・まちづくりに繋げていくことを目指してきた。

### 【現状評価】

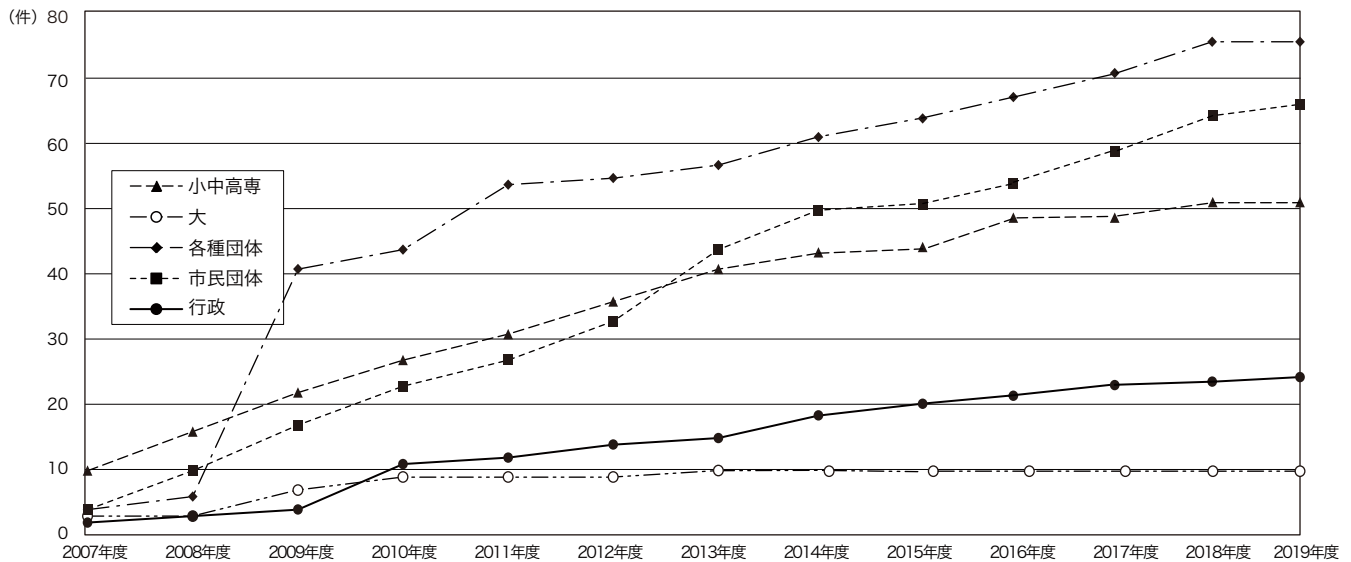
交流事業はミュージアム・コンサートが2回とも新型コロナウイルス感染症対策のため中止になり、実施された事業はなかった(34)。また、3月の寺子屋講座や小学校の団体見学も中止となり、コミュニティとの連携(35～39)も少なかった。

### 【改善を要する点等】

コロナ対策を行いながらの運営になると思われるが、その中でしっかりとできることに取り組んでいきたい。

コミュニティの種別	団体・グループ名	内容
市民団体	野田地方史懇話会	市民の文化活動報告展
市民団体	野田もの知り検定企画実行委員会	寺子屋講座講師、展示クイズ設置
行政	佐倉市根郷公民館	団体見学

表1 新たに連携をした団体・グループ(2019年度)



#### ④市民や市役所との意思疎通を図る

博物館職員と市民とが対等にコミュニケーションをすること、担当課である生涯学習課との意思疎通をスムーズに行い、円滑な博物館運営につなげることを目指してきた。

#### 【現状評価】

博物館と市民との交流の場となっている特別展オープニング・レセプションは、今年度も展示協力者を含めて、一定数の参加を得ることができた(42)。また、2014年度より年2回の開催とした博物館懇談会は、新型コロナウイルス感染症対策のため今年度は1回の開催となった(43)。次に行政(本庁)と博物館との関係について、昨年度と比較すると市長、副市長、教育長の来館回数(45)、博物館職員の訪庁回数(46)、市職員の来館回数(44)は全て減少した。

#### 【改善を要する点等】

館職員の訪庁と市職員の来館については、円滑な意思疎通をするために必要なことであるため、引き続き日常的なコミュニケーションを大切にしていきたい。

#### ⑤博物館の活動を広める

情報発信をし、市民が博物館の情報を入手しやすい環境を作ってきた。また、メディアに取り上げてもらうことによって、博物館や野田の魅力の向上に努めてきた。

#### 【現状評価】

TV、雑誌、新聞掲載、ロケ地としての利用回について、TVで取り上げられた回数(47)は増加、ロケ地として利用された回数(49)及び新聞で取り上げられた回数(48)は昨年度から減少した。ホームページのセッション数(50)は日本刀展開催時期のアクセスが多く、これまでで最も多くなった。資料データベースのページは、今後もデータを追加し充実を図っていく予定である。

#### 【改善を要する点等】

全体的に順調に推移していると思われる。

#### ⑥市民のキャリアデザインに貢献する

市民が、キャリアデザイン事業に関心をもって参加することを目指した。また、ライフキャリアの各段階に応じた支援をすることで、市民が、学習目標の達成、キャリアの再設計、社会参加や地域貢献へつなげていけるようにした。

#### 【現状評価】

寺子屋講座の平均参加者数(52)は昨年度より減少した。キャリアデザイン事業の平均参加者数(53)が大きく増加しているのは、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった事業があり、唯一実施できた子供向けの教育普及講座に多くの参加者があったためである。市民参加型企画展の平均入館者数(51)は日本刀展に多くの来場者があったことから昨年度より増加した。キャリアデザインの拠点機能の既知(54)はわずかに減少した。

11名で活動している博物館ボランティアは、活動延べ人数(62)は減っているが、臨時休館により開館日数が減少したためであり、博物館開館日251日中の業務従事日は215.5日(59ページ参照)となり、開館日の有人率は増加している。来館者への対応については引き続き好評を得ており、展示アンケート(45～48ページ参照)やモニタリング調査(29)からもうかがうことができる。

自主研究グループにおいては「室礼サロン・たのしい和」がサポート期間を終了し、今後は独立した団体として活動していくこととなった。

#### 【改善を要する点等】

講座開催や博物館ボランティアの再開についても新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、できることに取り組んでいきたい。



	中項目	小項目	評価指標	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	凡例		
掘り起こし、活用する博物館 ミッション1 地域の文化資源を	①博物館機能を充実させる	資料の収集を行えているか	1 資料収蔵点数	18,014点	19,750点	20,762点	21,901点	22,227点	22,625点	22,907点	23,072点	23,766点	23,913点	24,359点	25,552点	当館蔵の資料総数。1件に複数点の資料が含まれる場合、点で計上。		
			2 寄贈された資料件数	96件	156件	84件	102件	179件	98件	98件	81件	24件	108件	74件	53件	当該年度に市民等から寄贈された資料数。資料台帳に登録された件数で計上。		
			3 寄託された資料件数	13件	0件	4件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	当該年度に寄託された資料数。資料台帳に登録された件数で計上。寄託資料のため、所有者に返却することで数が減じた場合は-で相殺する。	
			4 購入した資料件数	11件 137,870円	7件 880,288円	26件 487,230円	47件 949,090円	33件 828,200円	16件 804,550円	42件 666,650円	20件 886,970円	42件 695,856円	22件 232,520円	53件/ 773,184円	26件/ 690,680円		当該年度に購入した資料数。資料台帳に登録された件数/購入総額を記載。	
		資料の保管状況は良好か	5 燻蒸回数	0回	1回	0回	1回	0回	1回	0回	1回	0回	1回	0回	0回	0回	0回	収蔵庫内の燻蒸の実施回数。隔年で実施。
			6 収蔵庫、展示室ケース内の粘着トラップの点検回数	-	14回	15回	15回	9回	4回	10回	10回	6回	4回	13回	6回		展示室と収蔵庫に設置している虫害検査用粘着トラップの点検回数。	
		収蔵資料は利用・公開しやすいよう整理が進められているか	7 本館収蔵庫での作業日数	-	-	-	-	33日	13日	11日	37日	23日	12日	12日	14日		本館収蔵庫に入庫し、清掃や整理等、資料整理(再整理含む)に関する作業を行った日数。	
			8 上花輪収蔵庫での作業日数	-	-	-	-	13日	18日	20日	19日	20日	20日	16日	23日		上花輪収蔵庫に行き、資料整理等の作業を行った日数。	
		学芸員は調査研究発表を行っているか	9 学芸員の講演・講座等の講師件数	10件	11件	8件	16件	9件	5件	7件	6件	6件	5件	4件	0件		学芸員が業務内および業務外で講師等をつとめた件数。	
			10 学芸員による館外調査の件数	-	63件	73件	79件	75件	86件	29件	33件	69件	57件	52件	70件		学芸員が展覧会や資料調査等の目的で、館外で調査を行った件数。	
		収蔵資料を公開しているか	11 館蔵資料閲覧の件数	-	11件	48件	35件	35件	20件	20件	18件	17件	10件	12件	6件		展示をしていない館蔵資料に対して閲覧申請を受け、対応をした件数。	
			12 過去2年間の新規収蔵資料の展示公開割合	-	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		前々年度と前年度に寄贈、寄託、購入により収集した資料を、展示や特別公開等の手段で一般公開した割合。寄贈者数をベースに計上(複数点ある「資料群」を収集した場合はそのうちの1点以上を公開)。また、調査参考目的で収集した資料(古書籍等)は対象外とする。	
			13 他機関への資料貸出件数	4件	7件	7件	4件	7件	4件	5件	5件	5件	1件	3件	3件	2件	他機関への博物館資料等の貸出件数。	
			14 他機関等への画像の提供、利用許可件数	11件	14件	19件	25件	28件	47件	82件	107件	231件	297件	274件	327件		他機関への画像(ポジ、データ)等の提供や申請者が撮影した写真の利用許可件数。	
②利用者サービスを図る	開館日数は十分か	15 博物館開館日数	231日	249日	254日	273日	269日	264日	273日	278日	271日	271日	251日		火曜日・年末年始などの定期休館日、整備工事、展示替えやイベント等に伴う臨時休館日を除いた、年間の開館日数。			
		16 市民会館開館日数	312日	311日	265日	311日	308日	309日	311日	312日	309日	308日	308日	282日		博物館開館日の入館者数。入り口のカウンタで計上。		
	施設の利用率は保たれているか	17 博物館入館者数	23,977人	24,168人	28,583人	29,868人	29,753人	31,328人	32,164人	29,789人	28,445人	34,189人	31,668人	26,811人		博物館開館日の入館者数。入り口のカウンタで計上。		
		18 博物館1日平均入館者数	103.8人	97.1人	112.5人	109.4人	110.6人	118.7人	117.8人	109.1人	102.3人	126.2人	116.9人	106.8人		博物館開館日の入館者数を開館日でならしたものの。		
		19 特別展・企画展の平均リピーター率	47.9%	36.8%	44.0%	50.3%	52.2%	54.2%	46.6%	52.2%	54.0%	54.8%	60.0%	38.2%		年間の展覧会アンケート回収枚数のうち、来館回数が2回目以上とした回答の割合。		
		20 市民会館の入館者数	42,701人	43,741人	44,575人	44,508人	47,114人	46,276人	50,660人	44,699人	45,652人	48,158人	46,393人	40,200人		市民会館開館日の入館者数。正面玄関と内玄関の2箇所の入り口のカウンタで計上。		
		21 市民会館1日平均入館者数	136.9人	140.6人	168.2人	143.1人	153.0人	149.8人	162.9人	143.3人	147.7人	156.4人	150.6人	142.6人		市民会館開館日の入館者数を開館日でならしたものの。		
		22 市民会館貸部屋稼働率	91.3%	93.6%	97.0%	93.6%	96.4%	96.1%	96.8%	95.8%	99.4%	100.0%	99.4%	98.6%		市民会館の開館日のうち、貸部屋が利用された日の割合。		
	来館者は利用に満足しているか	23 市民会館の貸部屋利用団体数(市内)	758件	804件	903件	962件	933件	986件	1,024件	939件	1,049件	1,178件	1,160件	946件		貸部屋申込団体のうち、市内の団体あるいは在住者が申し込み、利用した件数。		
		24 市民会館の貸部屋利用団体数(市外)	13件	17件	28件	32件	30件	36件	42件	110件	180件	245件	250件	305件		貸部屋申込団体のうち、市外の団体あるいは在住者が申し込み、利用した件数。		
		25 特別展・企画展の平均満足度	89.1 pt	86.5 pt	87.3 pt	88.1 pt	85.4pt	89.4pt	91pt	92pt	92.5pt	91.3pt	94.0pt	91.0pt		展覧会アンケートの該当項目を点数化(※1)したものの。		
		26 博物館の雰囲気、居心地に対する満足度	84.3 pt	86 pt	84.9 pt	86.7 pt	84.4pt	87.4pt	89pt	90.5pt	90.5pt	90.5pt	91.3pt	89.0pt		展覧会アンケートの該当項目を点数化したものの。		
		27 貸部屋利用者満足度	-	-	-	86.7 pt	-	-	85.8pt	-	-	-	86.0pt	-		市民会館利用者アンケート(※2)の総合的満足度を点数化したものの。		
		28 職員・スタッフの対応を受けた来館者の割合	-	-	-	84.6%	85.8%	86.8%	82.5%	88.4%	89.0%	86.5%	87.1%	85.9%		モニタリング調査(※3)の該当項目より計上。		
29 職員・スタッフの対応を受けた来館者の対応満足度		-	-	-	93.7pt	90.9pt	90.1pt	90pt	89.5pt	90.9pt	94.2pt	91.8pt	89.2pt		モニタリング調査の該当項目を点数化したものの。			
30 しょうがい者、高齢者等で、見学に補助が必要な方への対応件数		-	-	-	9件	9件	1件	4件	5件	2件	3件	1件	2件		当館職員、博物館ボランティアが、車椅子での移動(段差部分等)の介助、筆談等で見学を補助した件数。			
ミュージアム・ショップは機能しているか	31 博物館刊行物の販売冊数	284冊	713冊	637冊	541冊	685冊	543冊	670冊	613冊	410冊	730冊	596冊	265冊		博物館発行の図録や書籍の販売冊数の合計。委託書籍は含まない。			
	32 刊行物以外の品物の売り上げ	-	-	-	356,620円	351,153円	93,080円	151,183円	104,579円	63,111円	120,442円	55,460円	38,482円		書籍以外のグッズ類販売(自主事業)の売り上げ。			
これまで博物館を利用してこなかった市民に利用されるようになっていくか	33 新規来館市民の割合	-	-	-	13.6%	15.7%	21.1%	13.9%	12.8%	16.9%	16.7%	11.3%	22.0%		モニタリング調査において、市内在住かつ初来館であると回答した利用者の割合。			
③市民の交流の拠点にする	施設が市民の交流と連携の場(ハブ)の役割を果たしているか	34 交流事業の参加者総数	332人/3回	303人/3回	173人/2回	227人/3回	240人/2回	170人/2回	279人/3回	320人/3回	310人/3回	275人/3回	179人/3回	0人/0回		「ミュージアム・コンサート」、その他せしモニーなどの参加者総数。交流事業に分類されている事業のうち、学校見学対応は含まない。		
		35 小学校、中学校、高校、専門学校との連携件数	16件	22件	27件	31件	36件	41件	43件	44件	49件	49件	51件	51件		市内外の学校との連携の累積件数(※4)。見学会、職場体験、学芸員による講演や出張授業、学校(クラブ)によるレセプションへの出演など。		
		36 大学との連携件数	3件	7件	9件	9件	9件	10件	10件	10件	10件	10件	10件	10件		大学との連携の累積件数。特別展のための合同調査、インターン受入、学芸員による講義、学生のスタッフ業務など。		
		37 各種団体(農・商工・医療福祉)との連携件数	6件	41件	44件	54件	55件	57件	61件	64件	68件	73件	74件	74件		各種団体との連携の累積件数。団体代表者への寺子屋講師依頼、学芸員による講演、展覧会や事業への協力など。		
		38 市民団体との連携件数	10件	17件	23件	27件	33件	44件	50件	51件	53件	60件	65件	67件		市民団体との連携の累積件数。市民団体とは、市民が文化活動、NPO、ボランティア(農・商工・医療福祉以外の分野)の活動を行う団体。		
		39 行政との連携件数	3件	4件	11件	12件	14件	15件	18件	20件	21件	24件	25件	26件		学校以外の公共機関(公共博物館を含む)や行政機関との連携の累積件数。事業共催、展覧会協力、行政職員への寺子屋講師依頼、学芸員による講演など。		
	地域産業のPRになる取り組みをしているか	40 当館のまちづくりの拠点機能を知っている市民の割合	-	-	-	52.3%	43.5%	-	49%	46%	44.7%	42.4%	37.8%	37.9%		モニタリング調査の該当項目より計上。		
41 土産物マップの印刷枚数	-	-	-	2,700枚	-	-	2,070枚	1,800枚	1,200枚	900枚	1,100枚	0枚		野田散策 MAP「土産物編」の印刷枚数。				

	中項目	小項目	評価指標	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	凡例	
集い交流する博物館 ミッション2 人やコミュニティが	④市民や市役所との意思疎通を図る	博物館は市民と意思疎通する機会を設けているか	42 特別展オープニングレセプションの参加者数	50人	80人	45人	55人	38人	46人	35人	30人	40人	44人	49人	39人	特別展の初日に行われるオープニングレセプションへの参加者数。	
			43 博物館懇談会の回数	—	—	—	—	3回	3回	2回	2回	2回	2回	2回	1回	博物館評価の一環として市民から博物館へ意見をもらう懇談会の開催回数。	
			44 市職員の来館回数	76回	70回	107回	123回	194回	223回	82回	57回	75回	84回	144回	130回	日々の業務の中で市職員が来館した回数。館務日誌から計上。	
			45 市長、副市長、教育長の来館回数	2回	6回	6回	16回	12回	18回	6回	7回	7回	8回	5回	4回	公式・非公式を問わず来館した回数。	
		46 博物館職員の見学回数	—	—	—	167回	188回	138回	171回	219回	208回	185回	190回	154回	当館職員が業務のため市役所を訪問した回数。		
		47 TVで博物館が取り上げられた件数	9件	8件	8件	8件	6件	3件	6件	4件	3件	3件	0件	5件	5件	TVのニュースや特集番組で当館及び当館事業が紹介された件数。ケーブルテレビを含む。	
⑤博物館の活動を広める	情報を発信しているか	48 新聞で博物館が取り上げられた件数	22件	14件	18件	14件	10件	10件	17件	14件	10件	4件	4件	1件	1件	新聞で当館及び当館事業が紹介された件数。	
		49 ロケ地としての利用回数	1回	1回	3回	1回	1回	2回	8回	4回	1回	4件	4件	0件	0件	市民会館がCMや映画等のロケ地として使用された回数。実績はTVドラマ、TVCM、CDジャケット撮影、雑誌撮影など。非商用の撮影利用は含まない。	
		50 ウェブサイトのアクセス件数	40,522件	56,828件	61,531件	52,021件	50,807件 ※4月～2月まで	16,343件	22,050件	28,510件	29,262件	33,600件	32,417件	39,998件	39,998件	ホームページのリニューアルによりカウント方法が変更(※5)。ホームページ管理業務委託者より提出される月例報告を元としたセッション数。ユーザーがサイトに訪れた回数で、30分以内の同一ユーザーの再訪問はカウントされない。	
キャリアデザインをはかる博物館 ミッション3 人びとの生き方や成長を支援して、	⑥市民のキャリアデザインに貢献する	市民が関心を持ち、事業参加しているか	51 市民参加型企画展(年1～2回)の平均入館者数	4,909人	5,969人	8,510人	8,113人	8,475人	7,987人	7,872人	7,658人	7,299人	9,406人	8,226人	9,398人	「市民コレクション展」「市民の文化活動報告展」「市民公募展」「市民アート展」など市民参加型企画展開催時の博物館入館者数合計を、企画展開催回数でならしたものの。	
			52 寺子屋講座(年22～24回)の平均参加者数	16人	16人	16人	20人	17人	20人	20人	18人	17人	22人	17人	12人	12人	寺子屋講座「まちの仕事人講話」と「芸道文化講座」の参加者数合計を開催回数でならしたものの。受付簿を元に計上。2019年度から年間回数を24回から12回に変更。
			53 キャリアデザイン事業(講座関係)(年7～10回)の平均参加者数	19人	13人	14人	9人	16人	18人	15人	11人	14人	13人	10人	34人	34人	「キャリアデザイン連続講座」「キャリアデザイン講演会」「ワークショップ」「親と子の茶道講座」「子ども向けの教育普及事業」の参加者数を開催回数でならしたものの。受付簿を元に計上。連続講座の場合はのべ回数+のべ人数で計上。
			54 「市民のキャリアデザインの拠点」機能を知っている来館者の割合	—	—	—	46.4%	38.9%	—	47.1%	38%	37.8%	37.9%	31.1%	29.5%	29.5%	モニタリング調査の該当項目より計上。
	市民がキャリアのステップアップを図っているか	55 2015年度自主調査研究グループ(農具)の人数										3人 (うち新規0人)	3人 (うち新規0人)	3人 (うち新規0人)	3人 (うち新規0人)	3人 (うち新規0人)	講座後、自主調査研究グループ結成の呼びかけに応じて参加した修了者の人数。結成年度以降は当該年度末時点の会員数。( )内は、当該年度に新たにメンバーに加わった人数。
		56 2015年度自主調査研究グループ(農具)の活動回数										1回	11回	0回	0回	0回	農具の自主調査研究グループが活動した回数。博物館で把握している活動を計上。
		57 2016年度自主調査研究グループ「室礼サロン・たのしい和」の人数											14人 (うち新規0人)	17人 (うち新規4人)	20人 (うち新規3人)	22人 (うち新規2人)	講座後、自主調査研究グループ結成の呼びかけに応じて参加した修了者の人数。結成年度以降は当該年度末時点の会員数。( )内は、当該年度に新たにメンバーに加わった人数。
		58 2016年度自主調査研究グループ「室礼サロン・たのしい和」の活動回数											12回	24回	26回	17回	しつらいの自主調査研究グループが活動した回数。博物館で把握している活動を計上。
		59 自主研究グループの活動実施回数合計	2回	16回	22回	32回	43回	43回	18回	1回	23回	24回	26回	17回	17回	これまで発足した自主調査研究グループの活動実施回数の合計。	
		60 人材バンク登録件数	—	—	137件	154件	170件	190件	212件	233件	258件	280件	299件	307件	307件	307件	人材バンクに登録された人数。
61 人材バンク仲介件数	1件	1件	2件	2件	2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	職員が人材バンク情報を利用して人材を仲介した件数。		
62 博物館ボランティアの活動延べ人数		168人	348人	480人	449人	549人	560人	570人	642人	575人	569人	528人	528人	528人	博物館ボランティアの通常業務、および月例の連絡会、研修会への参加人数。ボランティアの出動簿を元に計上。		

■：該当する事業が開始されていない年    —：データがない年

- ※1 展覧会アンケートの4段階の選択肢の上位から100(大変よかった)、75(まずまずよかった)、25(あまりよくなかった)、0(悪かった)ポイント(pt)を付与し、当該項目回答者総数で除して算出した点数。
- ※2 市民会館の頻繁な利用者(おおむね月2回以上利用する団体のメンバー)に直接アンケートを手渡して回収。2007年～2010年度非実施。2011年度回収枚数66枚。2012年度、2013年度非実施。2014年度回収枚数98枚。2015～2017年度非実施。2018年度回収枚数141枚。
- ※3 開館日から無作為に抽出した10日、9時～17時の間、当館入口(門2か所)から出てくる利用者全員を対象に(団体等複数人の場合はその内の1名)対面式(インタビュー形式)の調査。2011年度より実施。2011年度回収枚数306枚。2012年度回収枚数266枚。2013年度回収枚数262枚。2014年度回収枚数164枚。2015年度回収枚数150枚。2016年度回収枚数188枚。2017年度回収枚数211枚。2018年度回収枚数119枚。
- ※4 市民個人ではなく、市内コミュニティ(団体や組織)との「つながり」が出来たものを1件として累積計上。資料調査、講演協力、団体や組織としてのイベント参加及び協力、施設管理に関わるもの等を含む。
- ※5 2013年4月1日にリニューアルしたホームページを公開。それに伴いアクセス解析のソフトもwebalizerからGoogle Analyticsに変更になり指標も変わった。2013年度を境にアクセス解析の指標の数字が大幅に下がっているのは、ソフトの計測方法の違いによるものである。

2018年度年報紀要に公表した数値のうち、「37.各種団体(農・商工・医療福祉)との連携件数」「38.市民団体との連携件数」「39.行政との連携件数」は集計に誤りがあり、このたび修正をした数値を掲載いたしました。お詫びして訂正いたします。